

特定口座に係る上場株式等保管委託および上場株式等信用取引約款 新旧対照表

下線部分変更

変更前	変更後
(特定口座開設届出書等の提出) 第 2 条 お客様が当社に特定口座の<u>設定を申込み</u> <u>に当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定</u> <u>口座開設届出書を提出しなければなりません。</u> 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡に よる所得について源泉徴収を選択される場合に は、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴 収選択届出書を提出しなければなりません。な お、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出さ れた年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等 の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択 しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉 徴収選択届出書の提出があったものとみなしま す。 3 (省略) (特定保管勘定における保管の委託等) 第 3 条 上場株式等の保管の委託等は、<u>当該保管</u> <u>の委託等に係る口座</u>に設けられた特定保管勘定 (当該口座に保管の委託等がされる上場株式等 につき、当該保管の委託等に関する記録を他の	(特定口座開設届出書等の提出) 第 2 条 お客様が当社に特定口座を開設しようと する場合には、<u>当社に対し、特定口座開設届出</u> <u>書を提出するとともに、租税特別措置法第 37</u> <u>条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明</u> <u>書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第 25</u> <u>条の 10 の 3 第 2 項に規定する書類を提示して</u> <u>氏名、生年月日、住所及び個人番号（申込者が</u> <u>個人番号を有しない場合又は同条第 5 項の規定</u> <u>に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）</u> <u>を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づ</u> <u>く本人確認を受ける必要があります。</u> 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡に よる所得について源泉徴収を選択される場合に は、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴 収選択届出書を提出しなければなりません。な お、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出さ れた年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等 の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択 しない旨の申出がない限り、<u>その年において最</u> <u>初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株</u> <u>式等の譲渡をする時又は当該特定口座において</u> <u>処理された上場株式等の信用取引等につきその</u> <u>年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い</u> <u>時より前に、</u>当該特定口座源泉徴収選択届出書 の提出があったものとみなします。 3 (現行どおり) (特定保管勘定における保管の委託等) 第 3 条 上場株式等の保管の委託等は、<u>特定口座</u> に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の 委託等がされる上場株式等につき、当該保管の 委託等に関する記録を他の取引に関する記録と

変更前	変更後
取引に関する記録と区分して行うための勘定を いいます。以下同じです。) において行います。	区分して行うための勘定をいいます。以下同じ です。) において行います。
(所得金額等の計算)	(所得金額等の計算)
第 5 条 特定口座における上場株式等の譲渡損益 の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 (特 定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計 算等の特例)、同法第 37 条の 11 の 4 (特定口座 内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する 源泉徴収等の特例)、<u>租税特別措置法等の一部を 改正する法律 (平成 14 年法律第 15 号) 附則第 13 条及び関係政省令に基づき行われます。</u>	第 5 条 特定口座における上場株式等の譲渡損益 の計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 (特 定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計 算等の特例)、同法第 37 条の 11 の 4 (特定口座 内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する 源泉徴収等の特例)、<u>所得税法その他の関係法令 等の規定に基づき行われます。</u>
(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)	(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)
第 6 条 当社はお客様の特定保管勘定においては <u>以下の上場株式等のみ</u> (租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項の適用を受けて取得をした同項に 規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を 除きます。) を受入れます。	第 6 条 当社は、<u>お客様の特定口座に設けられた</u> 特定保管勘定においては、<u>次に掲げる上場株式</u> 等 (租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の 適用を受けて取得をした同項に規定する特定新 株予約権等に係る上場株式等を除きます。) <u>のみ</u> を受入れます。
①第 2 条に定めのある特定口座開設届出書の提 出後に、当社への買付けの委託により取得を した上場株式等又は当社から取得をした上場 株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入 れる上場株式	①第 2 条に定めのある特定口座開設届出書の提 出後に、当社への買付けの委託 (<u>当該買付け の委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。</u>) により取得をした上場株式等又は当社から取 得をした上場株式等で、その取得後直ちに特 定口座に受入れる上場株式
②当社以外の金融商品取引業者等に開設されて いるお客様の特定口座に受入れられている特 定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所 定の方法により<u>当社の当該お客様の特定口座 に移管することにより受入れる上場株式等</u>	②当社以外の金融商品取引業者等に開設されて いるお客様の特定口座に受入れられている特 定口座内保管上場株式等の全部又は一部につ いて、<u>お客様が当社に開設した特定口座に所 定の方法により移管することにより受入れる 上場株式等</u>
③当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引 法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に 該当するものに限ります。) により取得した上 場株式等	③当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引 法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に 該当するものに限ります。) <u>又は同条第 4 項 に規定する売出しにより取得した上場株式等</u>
④当社に開設された特定口座に設けられた特定	④当社に開設された特定口座に設けられた特定

変更前	変更後
信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等 ⑤お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等 (新設) ⑥特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑦特定口座内保管上場株式等につき、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託	信用取引等勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等 ⑤お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座、同法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。）に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等 ⑥お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該申込者の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等 ⑦お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑧お客様が当社に開設している口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）に保管の委

変更前	変更後
及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で<u>当該株式無償割当て又は新株予約権無償割当てに係る</u>当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの	<u>託等がされている上場株式等につき、会社法第 185 条に規定する株式無償割当て、同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、</u>当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
⑧特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式<u>若しくは出資</u>又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式<u>若しくは出資</u>又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式<u>又は出資</u>に係る剰余金の配当、利益の配当<u>または</u>剰余金の分配として<u>交付される金銭</u>その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式<u>若しくは出資</u>又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの	⑨<u>お客様の特定口座に受入れられている</u>特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（<u>出資を含みます。第⑬号を除き、以下この条において同じです。</u>）又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式に係る剰余金の配当、利益の配当<u>又は</u>剰余金の分配として交付される金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
⑨特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益者のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの	⑩<u>お客様の特定口座に受入れられている</u>特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益者のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

変更前	変更後
⑩特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもの（当該分割法人の株主等に当該分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式及び当該分割法人の株主等に対する剰余金の配当または利益の配当として交付された分割対価資産以外の金銭その他の資産のみの交付がされるものを含みます。）に限りします。）により取得する当該分割承継法人の株式または当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの （新設） ⑪特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の 4 第 1 項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第 2 項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑫特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予	⑪お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限りします。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑫お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限りします。）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑬お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の 4 第 1 項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第 2 項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑭お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式

変更前	変更後
約権の取得事由の発生又は行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑬特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑭金融商品取引所等に上場する日の前から引き続き所有していた上場株式等以外の株式等で、その上場の際に当該株式等と同一銘柄の株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受入れられるもの ⑮生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式で、その株式の上場等の際にその割当てを受ける株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受入れられるもの ⑯従業員持株会（従業員持株会契約等に基づき当社に開設された従業員持株会口座）を通じて取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑰前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等	<u>等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権若しくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第 84 条第 2 項第 1 号から第 4 号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生若しくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの</u> ⑮お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑯金融商品取引所等に上場する日の前から引き続き所有していた上場株式等以外の株式等で、その上場の際に当該株式等と同一銘柄の株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受入れられるもの ⑰生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割当てられる株式で、その株式の上場等の際にその割当てを受ける株式のすべてが保管の委託等をする方法により特定口座へ受入れられるもの ⑱従業員持株会（従業員持株会契約等に基づき当社に開設された従業員持株会口座）を通じて取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの ⑲前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項に基づき定められる上場株式等

変更前	変更後
(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知) 第 8 条 特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (特定口座内保管上場株式等の移管) 第 9 条 当社は、第 6 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第②号に規定する移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。 (贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入れ) 第 10 条 当社は、第 6 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第⑤号に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第三号又は第四号及び租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 15 項から第 17 項までに定めるところにより行います。 (年間取引報告書等の送付) 第 11 条 当社は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年 1 月 31 日までに、お客様に交付いたします。	(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知) 第 8 条 特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。 (特定口座内保管上場株式等の移管) 第 9 条 当社は、第 6 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第②号に規定するお客様の特定口座への移管は、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。 (相続又は遺贈等による特定口座への受入れ) 第 10 条 当社は、第 6 条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）第⑤号、第⑥号又は第⑨号に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項まで若しくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の 5 に定めるところにより行います。 (年間取引報告書等の送付) 第 11 条 当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年 1 月 31 日までに交付いたします。

変更前	変更後
2 (省略) 3 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は、その解約日の属する月の翌月末日までに<u>特定口座年間取引報告書をお客様に</u>交付いたします。 4 当社は、<u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</u> (契約の解除) 第 13 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ①～② (省略) ③お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、<u>関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</u> (特定口座を通じた取引) 第 14 条 お客様が当社との間で行う上場株式等の取引および上場株式等の信用取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。	2 (現行どおり) 3 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当社は<u>お客様に対して、特定口座年間取引報告書をその解約日の属する月の翌月末日までに交付いたします。</u> 4 当社は、<u>お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</u> (契約の解除) 第 13 条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 ①～② (現行どおり) ③お客様が<u>租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 1 項に規定する</u>出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合において、<u>同法第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書が当社に対して提出されたものとみなされたとき</u> (特定口座を通じた取引) 第 14 条 お客様が<u>特定口座を開設している場合、</u>当社との間で行う上場株式等の取引および上場株式等の信用取引に関しては、特にお申出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。 (平成 30 年 1 月 4 日改正)